

## 協議第9号

### 管轄区域、組織名称及び出動体制について

次の調整結果について協議を求める。

令和3年7月2日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会  
会長 畠山 稔

調整結果	<ol style="list-style-type: none"><li>1 伊奈町全域を上尾市東消防署の管轄区域とする。</li><li>2 現状の伊奈町消防署を上尾市東消防署の分署組織として位置づけ、名称は協議第3号の2で承認された「伊奈消防署」を「上尾市東消防署伊奈分署」と改め、調整担当、警防担当、救急担当を置く。</li><li>3 西消防署に指揮担当を新設する。</li><li>4 災害出動については管轄区域に関係なく、災害発生地点から一番近く（直近方式）に位置する災害事案に該当する車両を出動させる。</li></ol>
------	---

(説明)

#### 1 管轄区域について

上尾市の東側に位置する伊奈町全域は、「上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和40年3月25日条例第5号）」に基づき、上尾市東消防署の管轄区域とする。

#### 2 組織名称について

平成27年7月7日、協議第3号の2を改め、上尾市東消防署伊奈分署とする。

#### 3 西消防署の指揮担当について

広域化により伊奈町全域が東消防署の管轄区域となるため、西消防署に指揮担当を新設し、管轄区域の消防力均衡を図る。

#### 4 直近方式について

車両に搭載されているGPSを活用し、一般建物火災の場合、直近から7台の車両が選択される。第二出動4台追加、第三出動5台追加。

協議結果	調整結果のとおり、承認する
------	---------------